

札幌市地域活動保険（地域のボランティア活動保険）のご案内

札幌市地域活動保険は、自治会、町内会などで、地域のボランティア活動を行う方が、安心して地域活動に取り組んでいただけるよう、活動中の事故等でケガを負ったり、他人の生命、身体又は財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったりした場合に補償金を支払う制度です。

1 目的

市民が安心して地域のボランティア活動に参加できるよう札幌市が支援することで、その活動の活性化に寄与することを目的としています。

2 加入手続きや保険料負担

加入に係る手続きは市が一括で行いますので、事前の加入手続きはありません。事故が発生した時には、補償に関する手続きが生じます。

また、市が保険料を全額負担します。

3 保険の対象（対象となる方や対象となる地域活動）

保険の対象となるためには、以下のチェックにすべて当てはまる必要があります。

そのほかについてはQ & A（P 5以降）に詳細を記載していますので必ずご確認ください。

- ☐ 自治会、町内会など地域活動団体※¹で地域活動※²を行う方※³、
又は地域活動団体※¹や市の募集に応じて地域活動※²を行う方※³
- ☐ 市内に在住、通勤（地域活動への通勤を含む。）又は通学している方
- ☐ 「別表（P 4）」に記載する公益性のある奉仕活動であること
- ☐ 活動が無報酬であること（交通費など実費弁償相当は可）
- ☐ 日本国内の活動で、政治、宗教、営利を目的とするものではないこと

※1 地域活動団体	自治会、町内会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として市内に活動の本拠地を置き、継続的・計画的に地域活動を行っている団体等のことをいいます。
※2 地域活動	地域活動団体又は個人が自主的に行う別表に定めた公益性のある奉仕活動で、報酬（実費弁償相当を除く。）を受けない継続的・計画的な、日本国内で行われる活動をいいます。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動を除きます。
※3 地域活動を行う方 （活動者）	自治会、町内会など地域活動団体において、地域活動を実践する方（地域活動団体において、地域活動の計画立案及び運営の指導的立場にある方又はこれに準ずる方を含む。）及び個人で地域活動を実践する方をいいます。また、個人で地域活動を実践する方とは、地域活動団体や市の募集に応じて地域活動をする方のことを

	いいです。 なお、イベントや催しの参加者や競技への出場者は含みません。 (これらの参加や出場は地域のボランティア活動ではないため)
--	---

4 保険の補償内容

(1) 賠償責任補償

地域活動を行う方の過失により、地域活動中の方又は第三者の生命、身体、財物若しくは保管物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に対象となります。

区分	限度額	内容
身体賠償	1 名 1 億円 1 事故 5 億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1 事故 1,000 万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	1 事故 500 万円	他人からの預かり品や管理している物を滅失、き損、汚損などにより損害を与えた場合

(2) 傷害補償

地域活動中（地域活動を行う場所と居住地との往復経路を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、地域活動を行う方が死亡又は負傷した場合に対象※⁴となります。

区分	限度額	内容
死亡	1 名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
後遺障害	1 名 15 万円～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合 ※機能障害に至らない障害に対しては対象外になります。
入院	1 日 3,000 円（180 日限度）	傷害事故を原因として事故の日から 180 日以内に治療のために入院又は通院を要することとなった場合。 ※実際にかかった費用ではなく日数で計算されます。
通院	1 日 2,000 円（90 日限度）	
手術	①入院中にうけた手術の場合 3,000 円×10 倍=30,000 ② ①以外の手術の場合 3,000 円×5 倍=15,000 円	1 回の手術に限ります。 ※手術内容により対象外の場合もあります。

※4 熱中症（熱射病・日射病）及び細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

5 事故発生から補償までの手続き（別紙 事務フロー参照）

(1) 事故の通報

事故が発生した場合は、本人や団体代表者などが、速やかに以下担当までお知らせください（電話又は電子メール）。その後の手続きなど説明いたします。

損害賠償事故により当事者間で示談を行う場合は、必ず事前に市へ相談してください。

(2) 事故報告

上記通報後、速やかに、報告書（様式）に必要な書類を添付して、以下担当まで提出してください。（郵送又は電子メール）

事故発生日を含め 30 日以内に提出してください。

なお、事故発生状況により、そのほか関係書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 結果通知

上記提出書類に基づき、保険会社と市が協議のうえ補償対象であるかを確認後、結果を通知します。あわせて請求に必要な書類等を送付します。

(4) 補償金の請求

補償金の請求は、保険会社から送付される請求書に必要な書類（診断書や示談書など）を添付して請求してください。（郵送）

提出書類を審査のうえ補償額を確定し、結果を通知します。確定した補償金は、保険会社から直接、請求者指定の口座に振り込まれます。

なお、保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります。

【担当】

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

電話：011-211-2253（8時45分～17時15分 土日祝日を除く。）

メールアドレス：shiminjichi@city.sapporo.jp

郵便番号・住所：

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階
札幌市市民自治推進室 保険担当あて



さっぽろ市
02-D02-23-1199
R5-2-836



まちづくりキャラクター
「まっちい」

札幌市自治基本条例
キャラクター
「じっちい」



【別表】

事業	区分	対象活動	活動例
地域活動団体の主催・共催事業	1	地域活動団体の運営に関する活動 (自助的な活動や懇親を目的とした活動を除く。)	広報誌配布、回覧板回付、集金活動等
	2	生活環境に関する活動 防災活動 防火活動 防犯活動 交通安全活動 保健衛生活動	防災訓練、避難所運営、防火活動、防犯パトロール、交通事故防止活動、自転車等放置防止活動、住民健診活動、害虫等駆除 等
	3	自然環境に関する活動 公園の環境整備運動 河川の環境整備運動 道路の環境整備運動 集団資源回収活動 地球環境を守る活動	公園・河川・市街地の清掃、草刈り、資源回収・リサイクル活動、環境保全活動等
	4	社会福祉に関する活動 高齢者の福祉のための活動 障がい者の福祉のための活動 児童の福祉のための活動 母子・子育て支援のための活動 社会福祉施設への協力活動	行事運営、交流、見守り活動、募金活動、手話通訳 等
	5	青少年育成に関する活動 青少年の健全育成のための活動 青少年の非行防止のための活動	行事運営、交流、非行防止活動 等
	6	社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動 社会教育活動 文化振興活動 スポーツ振興活動 国際交流活動	文化・芸術指導、講演会・コンサート運営、伝統文化の継承・振興 等
市の主催・共催事業	7	区や地域（地域活動団体を含む。）の活性化に資する事業	
その他	8	その他、市長が特に必要と認める活動	

備考

- 1 傷害補償における地域活動には、準備活動及び活動場所への往復の経路が含まれる。
- 2 行事や競技への参加のみを対象とする目的とする者は活動者には含まれない。

Q&A

(活動の対象)

Q1. 自治会、町内会の活動のみが対象となりますか。

A. 自治会、町内会のほか、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会など、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として市内に活動の本拠地を置き、継続的・計画的に地域活動を行っている団体の活動であれば対象となります。

また、商店街組織についても活動内容（P4「別表」参照）によっては対象となります。

Q2. 保険の適用となる地域活動団体は、「自治会、町内会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会等」とありますが、「等」に含まれるのは、具体的にどのような団体ですか。

A. 例えば、下記のような団体を想定しています。

- ・ 地区社会福祉協議会
- ・ 地区交通安全推進委員会（交通安全指導員）
- ・ 地区青少年育成委員会
- ・ 地域の少年消防クラブ（訓練などを除く、いわゆる地域のボランティア活動部分のみ）
- ・ 地区福祉のまち推進センター
- ・ 地区赤十字奉仕団
- ・ 地区クリーンさっぽろ衛生推進協議会

なお、これらの団体であっても、事故当時の活動内容によって、保険の適用可否を判断いたします。

ほか、記載のない団体については、個別に判断いたしますので、回答を必要とする日の2週間前までに別途お問い合わせください。

Q3. 町内会の会員ではないですが、町内会のボランティア活動を行った場合は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q4. 地域のお祭りなどのイベントや行事に参加する場合や、競技に出場する場合は対象となりますか。

A. 単なる参加や競技への出場は対象となりません。また、地域のボランティア活動を行う方であっても競技参加中の事故は対象外です。

参加者や競技者を対象とする保険としては、保険会社が扱うレクリエーション保険などがありますので、必要に応じてご検討ください。

Q5. 地域のお祭りなどのイベントや行事の企画・運営等を行った場合は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q6. 委託業務も対象になりますか。

A. 対象となりません。契約に基づく委託業務は、公益性のある奉仕活動ではないためです。

例えば、町内会が公園管理の委託を受け草刈りを行った場合は、当保険は対象外となります。

Q7. 福祉のまち推進センターでの地域のボランティア活動は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q8. 札幌市などから補助金をもらっている事業も対象となりますか。

A. 補助金の有無ではなく、活動内容が地域活動に該当しているかどうかで判断します。

（P4「別表」参照）

Q9. 同好会やサークル団体、ボランティアグループなどは対象となりますか。

A. 共通の趣味や嗜好の方が集まり活動することを目的とした団体であるため、その趣旨に関わらず対象となりません。

Q10. 企業やNPOなどが、地域活動団体主催の地域活動（地域のボランティア活動）を行った場合は対象となりますか。

A. 企業やNPOなどとして行う地域活動（地域のボランティア活動）は対象となりません。なお、企業やNPOなどの方が一個人として行う地域活動（地域のボランティア活動）は対象となります。

Q11. PTAが主催の活動は対象となりますか。

A. 対象となりません。

Q12. P4「別表」の「市の主催・共催事業」における市には市立学校を含みますか。

A. 含みます。なお、学校管理下の児童や生徒が行う活動は対象となりません。

Q13. すでに別の保険に加入していますが、重複して対象になりますか。

A. 原則、当保険は対象になりますが、加入されている保険については各保険会社にお問い合わせください。

Q14. 地域活動団体が主催するイベント等において、暴行を伴う事故が発生した場合は対象となりますか。

A. 対象になる場合とならない場合があります。

活動者が参加者から暴行を受け、怪我を負った場合、活動者は傷害補償の対象となります。一方で、参加者が別の参加者に対し暴行を行い、怪我を負った場合、傷害保険の対象にはなりません。本保険は、あくまで活動者を対象とした保険になります。ただし、活動者の暴行又は殴打に起因する事故については対象となりません。

※イベント等の趣旨や参加人数等に応じ、必要に応じてレクリエーション保険の加入をご検討ください。

※Q4のAにて記載しているとおり、イベントや行事への参加者は対象となりません。

Q15. イベント中に起こった暴行事件に関して、地域活動団体にイベントの運営に関する管理監督責任に過失があるとして、被害者より損害賠償を求められた場合は対象となりますか。

A. 訴訟費用、弁護士費用または仲裁、和解もしくは調停に関する費用に関して対象となる可能性があります。ただし、当該費用の保険給付に際しては、裁判等により具体的な金額が定められている必要があります。

※イベント等の趣旨や参加人数等に応じ、必要に応じてレクリエーション保険の加入をご検討ください。

※Q4のAにて記載しているとおり、イベントへの参加者は対象となりません。

（傷害補償）

Q 1. 地域活動中の「地震」、「噴火」又は「津波」に起因する事故によりケガを負った場合は傷害補償の対象となりますか。

A. 対象となりません。

Q 2. 地域活動中の「大雪」に起因する事故によりケガを負った場合は傷害補償の対象となりますか。

A. 対象となります。（「地震」、「噴火」又は「津波」を起因とする場合は対象となりません。）

Q 3. 地域活動（地域のボランティア活動）の中でケガをしたが、軽症のため医療機関を受診しなかった場合は対象となりますか。

A. 医療機関での治療（入院や通院）がない場合は対象となりません。

Q 4. 地域活動（地域のボランティア活動）の中で重いものを持ち上げようとして腰に痛みを感じ整形外科を受診した場合は対象となりますか。

A. 腰痛又は頸部症候群（いわゆるむちうち症）などで医学的他覚所見（外から見て確認できる腫れや内出血等）がない場合は対象となりません。

（賠償責任補償）

Q 1. 地域活動（地域のボランティア活動）の場所へ向かう途中で、人にケガを負わせた場合は対象となりますか。

A. 対象となりません。賠償責任補償は活動中のみ対象となります。

なお、傷害補償は、地域活動を行う場所と居住地との往復経路も対象となりますので、活動者本人のケガであれば補償の対象となります。

Q 2. 地域活動（地域のボランティア活動）の中で、「自動車」で通行者と接触するなどしてケガを負わせた場合は賠償責任補償の対象となりますか。

A. 「自動車」による「賠償責任補償」は対象となりません。

ただし、運転者や同乗者が地域活動を行う方で、活動中の事故である場合、活動者自身のケガは「傷害補償」の対象になります。

Q 3. 地域活動（地域のボランティア活動）の中で、「自転車」で通行者と接触するなどしてケガを負わせた場合は賠償責任補償の対象となりますか。

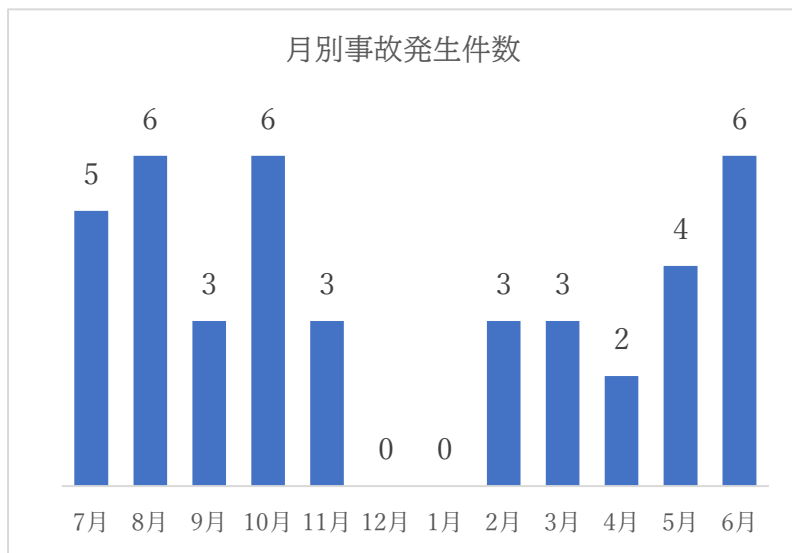
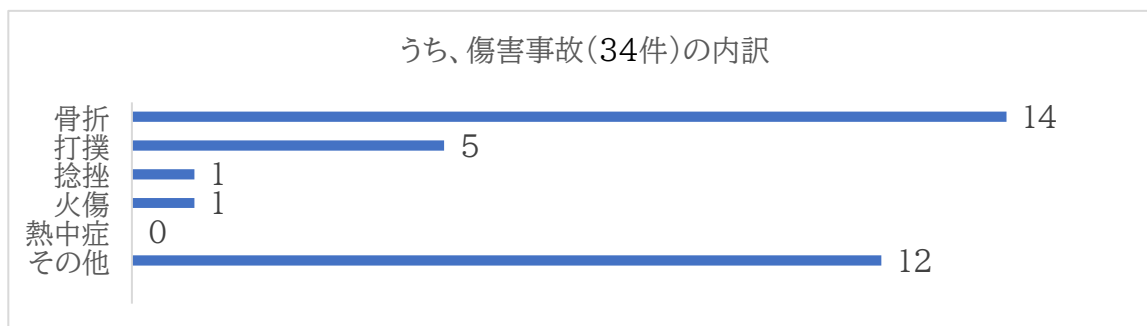
A. 対象となります。

Q 4. ごみステーションの器材等が強風などにより他人の自動車に接触するなどして損害を与えた場合は賠償責任補償の対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、器材の管理状況や損害との因果関係などを調査のうえ個別に判断することになります。

昨年度の保険適用実績

●令和6年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日）の実績



【注意！】 草刈り機による事故が全国で多発しております。大きなケガに至ってしまうケースが多々あります。機器の取扱説明書をよく読んで、十分に注意をして無理をせず活動してください。

消費者庁HP
～刈払機(草刈機)による事故に注意
しましょう！

